

介護保険料を減免します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

介護保険の第一号被保険者（65歳以上）で次のいずれかに該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡又は重篤な傷病を負った方（り患世帯）
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方（減収世帯）

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年のその収入の30%以上であること。

◇世帯主の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること。

◆申請期限は

令和3年3月31日まで

◆減免される期間は

令和2年2月1日から令和3年3月31日まで

◆減免割合は

① 対象となる保険料額

$$\frac{\text{保険料額} \times \text{減収が見込まれる事業収入等の前年所得}}{\text{前年の合計所得金額}}$$

区分	令和元年中の合計所得金額等	減免割合
り患世帯	所得要件なし	10分の10
減収世帯	事業を廃止または失業した場合	①で計算された金額の10分の10
減収世帯	200万円以下であるとき	①で計算された金額の10分の10
減収世帯	200万円を越えるとき	①で計算された金額の10分の8

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、以下の事実が確認できる書類（写し可）

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

◇事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）

◇昨年の収入が分かるもの（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど）

◇令和2年1月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

【事業等の廃止・失業した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の廃止や失業したことが分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届など）